

## 中間法人法施行規則の一部を改正する省令案の概要

### 第1 制定の趣旨

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号。以下「会社法整備法」という。）により中間法人法（平成13年法律第49号。以下「法」という。）が改正されることに伴い、新たに法において、電磁的記録の方式や社員総会議事録の内容等が省令に委任されたことから、当該委任事項その他の事項について、必要な事項を規定するものである。

### 第2 内容

#### 1 有限責任中間法人

##### (1) 「銀行等」の範囲（第3条関係）

法第11条第1項第3号の規定による基金の払込みの取扱いを行う銀行等の範囲を定めるもの。

##### (2) 管理

###### ア 理事等の説明義務（第4条関係）

法第34条の2の規定による理事等が社員総会において説明義務を負わない場合として、社員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合等を定めるもの。

###### イ 議事録（第5条関係）

法第35条等の規定による社員総会の議事録等について、書面又は電磁的記録で作成すべきこと、議事録において内容とすべき事項を定めるもの。

###### ウ 監査報告書（第18条関係）

法第60条の規定による監査について、監事は、法第59条第2項の計算書類を受領したときは、監査報告書を作成すべきこと、監事が作成すべき監査報告書において内容とすべき事項を定めるもの。

##### (3) 清算

###### ア 清算開始時の財産目録及び貸借対照表（第20条、第21条関係）

法第89条の3第1項の規定による清算開始時の財産目録及び貸借対照表について、その作成方法を定めるもの。

###### イ 各清算事務年度に係る貸借対照表等（第22条、第23条関係）

法第89条の3第2項の規定による各清算事務年度に係る貸借対照表、事務

報告書及びそれらの附属明細書について，その作成方法について定めるもの。

#### **ウ 監査報告書（第24条関係）**

法第89条の4第3項の規定による監査について，監事が各清算年度に係る貸借対照表等を受領したときは，監査報告書を作成すべきこと，監事が作成すべき監査報告書において内容とすべき事項を定めるもの。

#### **エ 決算報告書（第25条関係）**

法第90条の3第1項の規定による決算報告書について，内容とすべき事項を定めるもの。

### **2 無限責任中間法人**

#### **(1) 管理**

##### **ア 会計帳簿の作成（第26条から第29条まで関係）**

法第106条の3第1項の規定による会計帳簿に付すべき資産の価額について定めるもの。

##### **イ 貸借対照表（第30条関係）**

法第106条の5第1項の規定による貸借対照表の作成の方法について定めるもの。

#### **(2) 清算（第31条関係）**

法第117条の規定による財産目録及び貸借対照表の作成方法について定めるもの。

### **3 雑則**

#### **(1) 電磁的記録及び電磁的方法等（第32条から第38条まで関係）**

法において，新たに一定の書類の作成を電磁的記録により行い，また，一定の書類の提供を電磁的方法により行うことが可能となったことに伴い，電磁的記録の方式や電磁的方法の内容等について定めるもの。

#### **(2) 情報通信の技術の利用（第39条から第48条関係）**

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成17年法務省令第44号。以下「電子文書法」という。）第3条から第6条までの規定は，法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し，電磁的方法により行うことができることを規定しているが，法の規定する書面の保存等のうち，電子文書法の適用を受けるものの範囲及び電磁的方法による保存等の方法を定めるもの。

## **第3 施行期日**

会社法整備法の施行の日